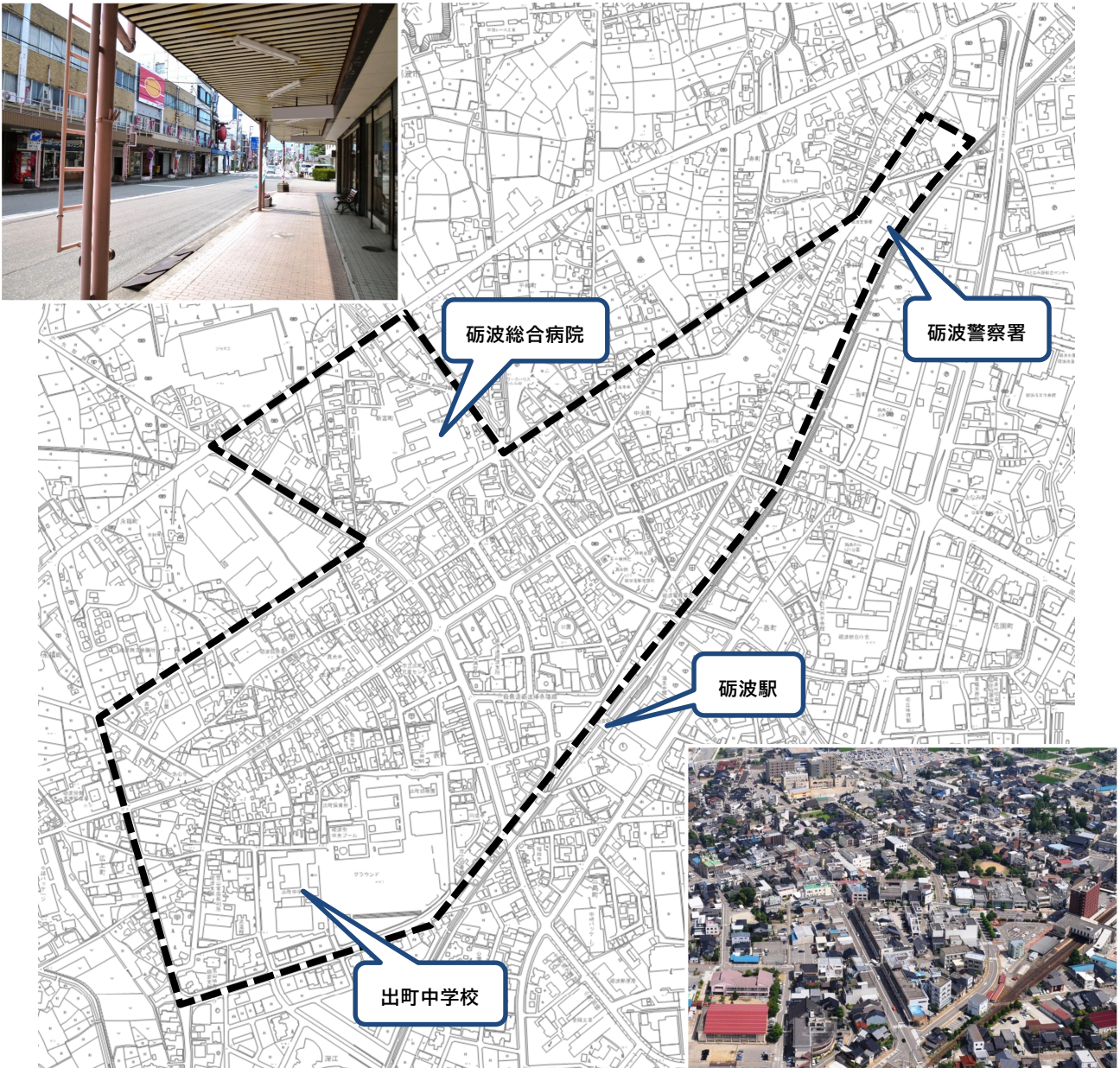


空き店舗再生みんなでチャレンジ事業補助金のご案内

目的 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の空き店舗の解消 ・商店街の活性化 ・起業家の育成 ・市民の暮らしやすさの向上 	対象となる空き店舗とは <ul style="list-style-type: none"> ・中心商店街（別図参照）特定区域の空き店舗 ・創業者が<u>空き家情報バンクに登録されている物件</u>を店舗として使用する場合 	補助率（改修費） <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の50% ・<u>上限額は200万円</u>
補助対象者 次の <u>すべての要件を満たす方が対象</u> となります。 <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>空き店舗等を改修して店舗として使用する者で、原則として週6日以上営業し、かつ、日中に営業するもの【小売業・飲食業・その他別途定めるもの】</u> 2 公序良俗に反しない営業を行う者 3 店舗を営業するために<u>必要な許認可を得ている者又は得る見込みである者</u> 4 営業開始日から起算して<u>3年以上継続して店舗を営む意思のある者</u> 5 <u>市税等の滞納のない者</u> 6 <u>次のいずれにも該当しない者</u> <ol style="list-style-type: none"> ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団 イ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員 ウ 富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者 		
補助対象経費 <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>空き店舗等を活用し、改修整備を行うために必要な建築工事請負費(土地の買収、整地、外構整備に要する費用を除く。)、建築設計監理委託費及び備品購入費(減価償却資産に該当するもの)</u> 2 <u>砺波市創業者支援資金を借り入れた場合の利子</u> <u>※ただし、市の他の補助金の交付を受けている、又は受ける予定のものを除く。</u> 	注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・市予算の範囲内において補助金を交付します。 ・事業の完了後3年以内に店舗の営業を中止したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。 	
申請の手順 <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>砺波商工会議所又は庄川町商工会に申請書類一式を提出し、意見書の交付を受ける。</u> 2 1の意見書を添付して、<u>砺波市商工観光課商工係に補助金交付申請を行う。</u> 		
問合せ先 砺波市商工観光課 TEL:0763-33-1392 ・ 砺波商工会議所 TEL:0763-33-2109		

別図(中心市街地の区域)

補助対象：-----の範囲内の道路に面している空き店舗



提出書類チェックリスト

改修費補助金	・	利子補給金	・
1 補助金等交付申請書		1 融資利子補給金交付申請書兼請求書	
2 事業計画書		2 融資実行を示す書類の写し	
3 経費配分計画書		3 返済の計画を示す書類の写し	
4 借入金返済計画		4 設備等設置完了確認届	
5 商工会議所の意見書		5 金融機関が発行する利息支払証明書	
6 市税等納付(納入)状況確認承諾書		6 市税等納付(納入)状況確認承諾書	
7 図面及び見積書			